



能舞台



陵王



女 (小面)



翁 (肉色尉)



鬼畜 (癡見)

有形民俗文化財

59. 須受八幡宮神事能遺物

す ず はちまんぐうしんじのう

■指定年月日 昭和41年1月7日(1966)

■構成 能舞台1棟 面28面 鼓大小各1箇

■所在地 正院町正院20-35

■所有者 須受八幡宮 個人

須受八幡の神事能は、鎌倉時代後期に始まったと伝えられ、中世末期には、諸橋村(鳳珠郡穴水町)の権之進が「正院村の八幡宮で金春流執行仕罷在候…」と、その由緒に記している。権之進は後、加賀藩に用いられ、5代藩主綱紀の頃、宝生流に変わった。寛延2年(1749)の由来書上によると、「国家豊穰為御祈祷、毎年八月十四日より七日之内雅楽能御座候而、観世太夫、諸橋権之進、右内兩人先祖、元和六年(1620)迄相勤と申伝に御座候…」とある。

能舞台は、寛文12年(1672)、文政2年(1819)の再興棟札が残り、明治初年まで演能された。その後、明治30年ころに境内整備に伴って現在地に移築されたが、橋掛かり(舞台左の渡り廊下)を失っ

てしまった。しかし松を描いた正面の鏡板、1尺幅の正面角柱、箱棟の屋根は、県下でも例を見ない古いものである。

能面は、室町期(一部江戸前期)の作と認められる翁(肉色尉・白色尉)・三番叟(黒色尉2面)・尉(皺尉)・男(中将2面・平太・今若・蛙・慈童)・女(小面・万媚・蛇)・鬼畜(癡見)・鬼神(猿飛出)・鬼(武悪)・若い女(乙2面)などが伝来し、ほかに県内随一の遺品である舞楽面陵王、天保6年(1835)作の尉・姥といわれる木偶頭部がある。